

● 横浜から大都市制度を考える その2 ●

横浜市大都市制度検討委員会の活動状況

大都市制度検討委員会 設置の趣旨

検討委員会は、現行の指定都市制度に代わる新たな大都市制度の創設を国等に対して提案していくことを目的としており、外部委員7人で構成

されている(表-2)。委員は、効率的で活発な議論をしていただくため小人数にするとともに、行財政分野はもちらんのこと、都市計画・福祉分野など、幅広い分野の専門家と市民・企業の立場からのご意見をいただくため、市民

及び経済界からも議論に加わっていただいている。検討委員会の設置期間は概ね2カ年を予定している。

また、庁内での議論の場として、「大都市制度・区役所あり方プロジェクト」を並行して設置している。金田副市長をプロジェクトリーダーに、「道州制議論の中で大都市制度はどうあるべきか。政令指定都市の位置づけをどのような方向に変えるべきか」「新たな大都市制度によってどのような都市問題を解決しようとするか。市民生活はどのように変わるのか」などを論点として、検討委員会と連携した議論を行っている。

検討委員会での議論状況

検討委員会では、「将来を見据えた新しい時代の大都市のあり方を念頭に市民の視点に立ち、市民にとって最も有用な仕組みを検討」することなどを基本方針に置き、大都市制度の検討に必要な「権限」「税財源」「広域行政」「都市内分権」の4つの個別論点を中心に議論を重ねてきた(表-3)。個別論点における委員の主な意見を紹介すると次

はじめに

現在、国においては第二期地方分権改革や道州制の議論がなされており、地方制度が大きく見直されようとしている。平成19年には地方分権改革推進委員会をはじめ3つの検討機関が設置され、平成21年から22年にかけて一定の結論を出すべく、検討が進んでいる(表-1)。

横浜市では、このような時機をとらえ、大都市自治を拡充する新たな大都市制度の創設を国等に提案していくため、外部有識者による「横浜市大都市制度検討委員会」(以下、検討委員会という)を平成19年6月に設置した。ここでは、平成19年度における検討委員会の活動状況を整理し紹介することとしたい。

(表-1) 国における地方分権等の検討機関とスケジュール

地方分権改革推進委員会	
《地方分権改革に関する基本的な事項についての調査審議》	
設置：平成19年4月1日	20年春 第一次勧告
構成人数：7名	(以後、順次勧告)
位置づけ：地方分権改革推進法に基づき内閣府に設置。内閣総理大臣に勧告	22年春 新分権一括法案提出 新分権一括法成立
第29次地方制度調査会	
《地方制度に関する重要事項についての調査審議》	
設置：平成19年7月3日	21年秋 答申
構成人数：30名	
位置づけ：総理大臣の諮問機関。内閣総理大臣に答申	
道州制ビジョン懇談会	
《道州制の導入に関する基本的事項についての検討》	
設置：平成19年1月26日	20年春 中間報告
構成人数：15名	22年 道州制ビジョン作成
位置づけ：担当大臣の私的諮問機関	

(表-2) 横浜市大都市制度検討委員会 委員

委員長	小林 重敬	横浜国立大学大学院教授
副委員長	吉田 民雄	東海大学政治経済学部教授
委員	岡部 明子	千葉大学大学院工学研究科准教授
委員	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
委員	橋本 泰子	大正大学大学院人間学研究科・人間学部人間福祉学科教授
委員	宮嶋 修	横浜市町内会連合会会長
委員	山上 晃	横浜商工会議所顧問



のとおりである。

【権限】

・権限のあり方については、執行権限だけでなく、法令の規律密度の緩和など立法権限を含めるべきである。

・制度面における「多様性」が重要。都市によって必要とする権限等は異なる。大都市制度といっても、一律の制度とすべきではない。

・これまでは特例的に権限が付与される制度であったが、自治体が権限をすべて持つことを前提に、仕事を受けきれない自治体に対して、特例的な補完を認めることを原則とした制度に移行すべきである。

【税財源】

・横浜は、巨大な東京圏にあつてその集住機能において大きな役割を担っていることから、学校や病院、文化施設、移動のためのインフラ整備などを負担しているが、これらはもつと周辺を含めた全体で負担されるべきではないか。

・権限と税財源の所在をどのように考えるか。補完性の原理(50・60ページ参照)によれば、基礎的な団体が権限と税財源を同時に持ち、補完関係の中であわせて上位の団体に逆移譲していくべきだが、国のあり方に関わる問題でもある。少なくとも、地方税制を決めるにあたって、地方が参画できる仕組みが必要である。

・大都市の「制度」と「実態」に、「観念(「横浜市民」意識の存在、象徴、文化など)」を加え、その3つを整理した大きな意味での制度論を検討すべきである。

【広域行政】

・道州制導入は新たな大都市制度を創設するチャンスだが、先行きが不透明であるので、段階的に考えておくべきである。まずは横浜を中心とした広がり考えた方がよい。

【都市内分権】

・地域課題とそれにふさわしい解決方法は多様だが、地

域の力だけでは解決が困難で、大都市として一体的に解決すべき場合に、大都市制度や行政の役割も必要になる。

・義務感からではなく、権利として参加できるようにすべきである。そのためには、地域憲章などにより、メニュー化した権限を選択できるようにする方法もある。

・企業市民の参加手法も考えるべき。企業の参加を想定すると、テーマによっては、地域自治組織の活動範囲が行政区の区域に収まらない可能性がある。区―地域という固定的な階層にせず、柔軟に運用できれば、より大規模な活動ができるであろう。

今後の取組

これまでの活発な議論により出された意見を元に「新たな大都市制度の基本的な考え方」や「個別論点における方向性」について、検討委員会としての中間報告をまとめることになっている。中間報告

は本年3月末を予定しており、本誌が発行されるころには発表されているはずである。

また、平成20年度は、これまでの議論をふまえ、最終報告に向けての議論を進めることになっている。

国においては平成19年11月に発表された地方分権改革推進委員会における「中間的取りまとめ」の中で、「大都市制度のあり方についてそれを支える税財政制度を含めて検討するべき」という主張がされた以外は、大都市制度についての根本議論は行われていないのが現状である。

横浜市としては、検討委員会からの最終報告の提出を受けて、本市としての考え方をまとめ、国に提案をしていくことになるが、時機をとらえ、様々な場を利用して適宜発信し、大都市制度の実現に向けてその重要性を強くアピールしていくことが必要であると考えている。△横浜市大都市制度検討委員会事務局▽

(表-3) 検討委員会の開催経過

	開催日	主な議題
第1回	平成19年06月08日(金)	検討の全体像・想定される論点整理
第2回	平成19年07月20日(金)	新たな大都市の指標、大都市の包括的な権限
第3回	平成19年09月05日(水)	検討の枠組みの整理、広域行政のあり方
第4回	平成19年10月23日(火)	前回までの論点整理とまとめ
第5回	平成19年12月25日(火)	大都市の税財源のあり方
第6回	平成20年01月25日(金)	大都市の都市内分権のあり方
第7回	平成20年03月10日(月)	各回の論点をふまえ、全体議論(中間まとめ)